

# 地域スポーツの“地域（コミュニティ）”とは何か？ —コミュニティづくりにおけるスポーツの役割

高 田 昭 彦

## 1. 国の政策に見られる地域スポーツとコミュニティとの関係

地域スポーツによって、当該地域のコミュニティづくりが、あるいはコミュニティの活性化がなされると言われている。だが本当にスポーツ活動がコミュニティをつくり出せるのだろうか。スポーツ活動がその時に想定している「コミュニティ」とはどんなものなのだろうか。ここでは先ず、スポーツと地域（コミュニティ）との関係がどのように捉えられているかの確認から始める。

文科省は「地域スポーツ」が果たしてきた大きな役割として、「子どもから高齢者に至る誰もが日常的にスポーツに親しむことができる環境を提供し、スポーツによる精神的充足感や楽しさ、喜びをもたらし、心身の健全な発達を促すとともに、人、情報、地域の交流による地域コミュニティの活性化」を挙げている。（今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議 2015：1）すなわち、スポーツはその活動において、それ自体が楽しさ・喜び・充実感をもたらすとともに、人や情報の交流も生み出すので、その結果「地域コミュニティの活性化」を実現する。このようにスポーツは、「少子高齢社会に対応した地域コミュニティの再生・活性化、高齢者の生きがいづくり」（同：3）に大きな貢献をしていると捉えられている。

そして、このようなコミュニティづくりを行う拠点として「総合型地域スポーツクラブ」（以下「総合型」とも示す）が想定されている。これは、「地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブ」（同：2）である。また「（種目・世代・技術レベルでの）多様性をもち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個人々のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブ」（文部科学省 2002：1-1-(1)）とも規定されている。そこでは、地域住民による「自主的な運営」、「自主財源を主とする運営」が行われており、「クラブとしての理念の共有」により地域に一つのまとまりがつくり出される（同）。この「地域のコミュニティの核としてのクラブ」（同：4-2-(1)）は、全国の市区町村に2010年までに「少なくとも1つは育成すること」、そして「総合型地域スポーツクラブの運営や活動を支援する広域スポーツセンター」を、都道府県に「少なくて

も1つは育成すること」(同：4-1-(1))と文科省から指示が出ていた。

では、スポーツでコミュニティづくりができるという考え方はどこから生まれたのか。

関によると、「政府によって“コミュニティの再編成”の必要性との関係でスポーツが注目され、その振興が謳われた」のは「1970年代初頭」であった(関1997：210)と言う。その端緒は、1969年の経企庁国民生活審議会コミュニティ問題小委員会の報告書『コミュニティ——生活の場における人間性の回復』であった。ここで従来の部落会・町内会等の地域組織に代わる新しい地域組織が形成する「コミュニティ」が登場する。このコミュニティづくりを推進すべく、自治省から1970年8月に『コミュニティ（近隣社会）に関する対策要綱（案）』が公表され、1971年度からの3カ年で全国83カ所に「モデル・コミュニティ」が設定された。「コミュニティ」という概念が国の政策として登場したのである。

この「コミュニティ」と「スポーツ」が明確に結び付けられたのが、1973年2月に経企庁から発表された『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために』においてであった。その中の「自由時間の活用」の項で、地域社会の諸問題に取組む手段として「コミュニティ・スポーツの振興」が掲げられた(経済企画庁1973：50)。そこではスポーツは次のように位置づけられている。

「スポーツ活動は、増大する余暇を楽しみながら、人間本来の活動力を取り戻すという意味で現代生活の不可欠の要素である。このような観点から、子供から老人までのすべての国民が日常生活圏の中で身近にかつ手軽に利用できる運動広場、体育館、プール、子供の遊び場等のコミュニティ・スポーツ施設の整備を進める。同時にこのような日常生活圏におけるスポーツ活動が、地域住民相互の接触を深め、新しい時代に合致したコミュニティ活動の場の形成に貢献することを期する。」(同)

続いて、「国は10年程度の期間を目途とした施設整備の目標を設定し、地方公共団体は地域の実情に即して具体的な施設整備計画を策定し、整備事業の推進にあたる。」(同)

「施設の維持、管理、運営は、原則として地方公共団体があたる。この際、地域住民の積極的な協力とボランティアとしての参加を求め、国民運動としての盛り上がりを期待する。」(同)

「コミュニティ・スポーツの振興にあたっては、スポーツ指導、健康指導にあたる指導者の養成が必要であり、このための施策を講じる。」(同)

「費用負担の面では国、地方公共団体、個人がそれぞれ適切な負担を行なう。」(同)

以上では今後のコミュニティ・スポーツに対する政策の基本的な考え方や実施方法が、既に述べられている。

まず基本的な認識として、スポーツ活動は人間本来の活動を取り戻すために不可欠のものである。そのためには、すべての国民が身近にかつ手軽に利用できるコミュニティ・スポーツ施設を整備する必要がある。その整備のためには、地方公共団体が施設整備計画を策定し、同時にその施設の維

持、管理、運営にあたる。その際地域住民は、地方公共団体の施策に積極的に協力しボランティアとして参加する。こうした施設整備は10年程度の期間で行なわれる。また、コミュニティ・スポーツの振興には、スポーツ面と健康面の2つの分野の指導者を養成する必要がある。これらにかかる費用は、国・地方公共団体と利用する個人がそれぞれ適切に負担する。その結果、スポーツ活動はコミュニティ活動の場の形成に結びつく、すなわちコミュニティをつくり出すことになる。

さらに経企庁から1974年5月に発表された『コミュニティ・スポーツ施設整備計画調査報告書』では、スポーツによるコミュニティづくりがより鮮明になっている。

「新しいコミュニティ形成への志向が、生活の場における人間性の回復に根ざしているとするならば、全人的な活動としての性格をもつスポーツ活動の日常的な場における展開は、それ自体がコミュニティ形成の側面をもつと同時に、福祉の拡大と人間性の回復を生活循環全体に押し広げていく契機ともなるだろう。」(関1997:213)

この中に現れている「新しいコミュニティ形成」、「生活の場における人間性の回復」という表現から、スポーツによるコミュニティづくりの「コミュニティ」とは、1969年の『国民生活審議会報告書』での「コミュニティ」が想定されていることが分かる。この『報告書』ではまた、そのようなコミュニティづくりのためにはスポーツ施設の整備だけでなく、地域での「住民のコミュニティ意識に基づいた組織づくり」の重要性も指摘されている。これらをまとめて関は次のように言っている。

「コミュニティ・スポーツを貫く理念の中核は、いわゆる“福祉社会”を建設していくためには、連帯性を取り戻し、失われた人間性を回復する場として、コミュニティを再編しなければならない、そのためのもっとも確実な手段がスポーツである、としてスポーツを位置づけたところにある。」(同:213)

但しこれらの論考は、現に存在するコミュニティ・スポーツではなく、スポーツに期待する当為の世界を論じていることを忘れないようにしておこう。この後これらを現実化する施策が続く。

先ず地域におけるスポーツ施設に関して、1972年に保健体育審議会答申「体育・スポーツの普及振興に関する基本的方策」が出る(尾崎2015:6)。この答申では、地域におけるスポーツを振興するための施策として、「自主的なスポーツクラブづくりへの公共的な支援、専門職の配置や指導体制の確立など」が掲げられていた。特に画期的な点は「日常生活圏域における体育・スポーツ施設の整備基準として、スポーツ施設の整備の目安を具体的な数値で示したこと」だと言われている(同)。すなわち、地域スポーツ振興は自主的なスポーツクラブづくりでという方向が示された。

またそのための場として、公立学校の体育施設開放(学校開放)が、文部次官通知「学校体育施設開放事業の進展について」(1976年6月26日)により、国の施策として推進されることになった。(同:7)

そして1990年代初頭のJリーグ誕生を契機に、スポーツクラブの姿としてドイツの総合スポーツクラブを例に「総合型」というアイデアが登場した（中島2003：65）。文科省はこの「総合型」という政策を1995年度から「総合型地域スポーツクラブ育成モデル事業」として全国展開して行く。

この「総合型地域スポーツクラブ」育成方針を受けて、文科省は2000年の「スポーツ振興基本計画」では、2010年までに「全国の市町村に1つ以上の総合型地域スポーツクラブの育成」と、「各都道府県に1つ以上の広域スポーツセンターの育成」を目標として呈示した（渡邊2012：2）。その後2010年になると、「スポーツ立国戦略」において、「新たなスポーツ文化の確立」をめざし、「人（する人、観る人、支える人）の重視」「連携・協働の推進」を基本的考えとして示した（同：1）。それを受けて2011年6月に公布された「スポーツ基本法」では、その前文で、スポーツは「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」であり「権利」であるとされた（石坂2012：20）。しかし「地域スポーツを支える条件整備の具体的規定」は欠落していた（同：21）。そこで2012年には、上記基本法の理念を具体化するために「スポーツ基本計画」が策定され、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参加できるスポーツ環境を整備する」ことを基本政策とし、そのための7つの課題の3番目「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」の中で、「総合型地域スポーツクラブ」の育成と支援が明記された（渡邊2012：2）。そして、冒頭に引用した、コミュニティづくりを行う拠点として「総合型地域スポーツクラブ」を設定した2015年の「スポーツ基本計画（第2期）答申」に繋がっていく。

一方、日本体育協会でも、1997年度から総合型クラブの育成・普及を目指す「スポーツ少年団を核とした総合型クラブの育成モデル事業」を実施している。また2011年11月に「スポーツ宣言日本——21世紀におけるスポーツの使命」において、スポーツが「人々の生活における課題とグローバル課題に共通する課題の解決に向かう力を持つ」として、新しいスポーツの使命を次の3つの「グローバル課題」に集約した。すなわち「①“公正で福祉豊かな地域生活”の創造への寄与。②“環境と共生の時代を生きるライフスタイル”の創造への寄与。③“平和と友好に満ちた世界”の構築への寄与。」（日本体育協会2013：10）を挙げている。ここでもスポーツは、豊かな地域生活を創り出すと捉えられているのである。ただ総合型クラブ育成に際し、その「形態的特徴の具備に重点が置かれ、総合型クラブが目指すべき理想像・方向性を明示する必要性が必ずしも重視されていない状況」（同：11）にあったという反省を元に、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013」を取りまとめ、それに基づいた「総合型地域スポーツクラブ育成事業」を進めることになった。

以上により「総合型地域スポーツクラブ」は、スポーツ界において地域スポーツによるコミュニティづくりの核として、官民挙げての目標となったことがわかる。

## 2. スポーツ社会学の中での「総合型地域スポーツクラブ」の捉えられ方

では、スポーツ社会学の中では「総合型地域スポーツクラブ」は実際にはどのように捉えられているのか。その特徴を文献の中から抜き出して、箇条書き風に示してみよう。

渡邊によると、「総合型地域スポーツクラブ」は「“いつでも・だれでも・どこでも”“会費などによる受益者負担の原則”といった特徴にも見られるように、地域住民による自主運営が本来の姿である。ただ、すべてのクラブが本来の姿にあるとは言いがたく、各市町村に1つ以上という行政目標が設定されたこともあり、自治体主導で設置、運営されている団体や、補助金に頼らざるを得ない団体も数多く見られるのが現状である。」(渡邊 2012:3) と捉えられている。

また松橋も、「今日では、地域スポーツ振興に貢献する総合型クラブが存在する一方で、解散する総合型クラブや補助金が切れることなどして活動が形骸化するクラブが現れている。総合型クラブが多く地域のスポーツ振興に貢献しているかについては懐疑的な見方も存在する」(松橋 2014:106) と述べている。

すなわち、(1) 総合型地域スポーツクラブは、現在当初に期待された役割や機能を十分に果たしていないものも多い。

小林によると、「総合型地域スポーツクラブの展開が、“地域教育力の向上”や“地域の活性化”などの“自治的コミュニティ”に発展したという研究成果は、管見ながら見当たらない」(小林 2013:23)。さらに、文科省が「総合型地域スポーツクラブ育成事業」で掲げた「誰でも、いつでも、いつまでもスポーツができる環境づくり」や「地域コミュニティがかつて有していた機能の再構築」に関しては、「残念ながらそれを実感している人は、私の周囲にほとんど見ることが出来ない。」(同:223) としている。

そしてそこでの実態は、彼が長野県での広域スポーツセンターのコーディネーターであった時、あるアクターが明かしてくれたこととして、「自分たちの総合型地域スポーツクラブが、実際は名ばかりの組織であること」、「それでも総合型地域スポーツクラブと名乗ったのは、種々の補助金の存在に魅力を感じたのと、行政からの圧力があったから」(同:225) だという証言を記している。

すなわち、(2) 総合型地域スポーツクラブは必ずしも地域の活性化に結びついてはならず、補助金頼りの名ばかりの組織であるものも多い。

では以上のような「総合型」の現状をどのように改善して行けばいいのか。石坂は「現実的には、行政指導で始まった総合型地域スポーツクラブ」(石坂 2012:21) に対して、果たして「総合型」である必要があるのかという疑問を呈している。大切なのは、「様々な地域に存在する、地域それ

それぞれの資源を緩やかにつなぎながら、顔の見える地域のクラブを構想すること」（同）であるとするならば、「地域それぞれに存在する多様な人材、資源のネットワークを活用すれば、多様かつ多層なクラブが育成されるはず」（同）であり、そのような「地域の特徴を生かせるのであれば、クラブが総合型である必要すらない。」（同）と言う。従って、地域においてコミュニティ・スポーツを構想しうるのであれば、地域を「様々な生活課題や目的に応じて多層的に重なり合う共同体」と捉え、その中で「幾つかのアクターの関係性をより詳細に検討していくことが今後求められる」（同）としている。石坂は「総合型」にはこだわらないが、当該地域の特徴をしっかりと捉えた上でのコミュニティ・スポーツを構想している。

すなわち、(3) 総合型地域スポーツクラブは当該地域の特徴をしっかりと捉えた上で構想されるべきで、その時は必ずしも「総合型」でなくてもよいのではないか。

この「地域」という文脈をしっかりと捉えることができれば、中島は「総合型」が「地域づくりに行き着く」（中島 2003:68）と考えている。「総合型とは、地域におけるスポーツの仕組みづくりを、総合的に検討し直すという立場」であるので、「既成の固定観念にとらわれず、柔軟に組み替えていく発想で、地域をいま一度見直す」（同）ことになる。その結果「つまるところ地域づくりに行き着くのではなからうか」（同）と述べている。

しかし中島は、「総合型」の主張に対して苦言も呈している。「総合型では、どのような組織原理が想定されているのかについて、ほとんど議論がない。」それは、「ヒエラルヒー型の一元管理システムか、自立性を高めた既成の団体や組織をネットワーク型でつないでいくという形か」と疑問を投げかけている。

すなわち、(4) 総合型地域スポーツクラブは地域づくりに結びつく可能性は持っている。しかしその組織原理は明確ではない。

これらの「総合型」の「地域」への取り組みを受けて、小林は「総合型地域スポーツクラブに対する核心的な問い」として、「総合型地域スポーツクラブの育成の実態を、“地域”という文脈に乗せて包括的に捉えながら、事例を地道に積み重ねることで、帰納的に明らかにしていこうとするスタンス」（小林 2013:28）を掲げている。そこには、従来のコミュニティ・スポーツ論には、事例を地道に積み上げてきていないという批判がある。すなわち、「“人間性の回復”や“コミュニティ形成”といった課題と期待をもって登場したコミュニティ・スポーツであったが、多くは地域社会の再編成に寄与するスポーツの機能を理念的に述べたに過ぎず、それらの課題の達成度を測る実証的研究が等閑にされたまま、スポーツを振興していく意義だけが声高に主張された」（同:22）と述べている。

すなわち、(5) 総合型地域スポーツクラブが担うとされてきた課題や期待を果たしていると言うには、先ず「総合型」の実証的な事例研究が不可欠である。

「総合型地域スポーツクラブ」育成の根拠となっているコミュニティ・スポーツ論には、実証的事例研究が不足しているということを、伊藤・松村は、「“コミュニティ・スポーツ論”が常に当為概念としての“地域”を想定してきた」（伊藤・松村2009：84）ためだと捉え、これからわれわれのやるべきこととして、「人々のスポーツ活動と地域社会の関係、およびそこでの共同性が創出される過程を明らかにすることが、コミュニティ・スポーツ論の新たな展開である。」（同）と研究の方向性を示している。

すなわち、(6) 総合型地域スポーツクラブは当為概念としての“地域”を想定してきていたので、スポーツによって実際に地域社会に共同性が育まれる過程に焦点を合わせた研究をせよ。

では、いろいろな事例研究からどのようなことが言えるのか。中島が行った岩手県金ヶ崎町の事例研究では、「“総合型”が、現在もなお重要な原則として通用している自治会の伝統との関係の中で展開されている状況を明らかにした」（同：83）。そしてまた「“住民の創造性”という当該地域の歴史的、空間的な固有性を踏まえつつ、既存の社会関係とスポーツが創り出す関係を実証的に見ていくことの重要性を指摘した」（同）。これは、コミュニティ・スポーツ論を展開するにあたっては、自治会の伝統あるいは地域の歴史的・空間的に固有な社会関係を、玉野の言葉では、具体的な地域空間に埋め込まれている「社会的連帯の記憶」（玉野2005：iii）を把握した上で論を展開せよということである。「コミュニティ・スポーツ論」は多くが当為概念のレベルで述べられているので、それを事例研究を実証的に行うことによって、現実のレベルで論ぜよということである。

すなわち、(7) 総合型地域スポーツクラブの現実を把握するには、当該地域の歴史的・社会的連帯、特に自治会等との関係を明らかにすることが不可欠である。

このように従来の「総合型」の議論は、「総合型地域スポーツクラブ育成の性向を自明のもの」（小林2013：26）としているので、「総合型地域スポーツクラブをいかにして推進していくのか」という見地から、「総合型」の育成課題を達成する「有効かつ合理的なマネジメントの仕方を明確化することに集中」（同）することになった。従って、「統合型」の議論は、数多くの「クラブ育成の有効な方法論やマネジメント課題を提示しようとする研究」となり、「クラブ運営面だけを見て、地域住民の生活の実態を顧みない“クラブ育成の課題提示”的な発想に終始」（同：27）することになった。

すなわち、(8) 総合型地域スポーツクラブの研究は、その育成・存続を重要視する余り、クラブ育成のためのマネジメント論に限定される傾向がある。

また、「スポーツが政治的に利用され始めたことの危険性」（同：20）にも言及されている。2010年の鳩山内閣の時に「新しい公共宣言」が提示された。それは、「従来、政府のみが担ってきた社

会問題を解決する役割を、民間の市民や企業が協働で担っていく新しい政治の形」であるが、この動向を受け、「スポーツ立国戦略」において、「総合型地域スポーツクラブがスポーツをめぐる“新しい公共”実現のための拠点として位置づけられて」（同：29）きた。気をつけねばならないのは、ここには「これまで政府が担ってきたコストを、総合型地域スポーツクラブの中心となる“住民主導”というコンセプトのもとで、地域の人々の自助努力や無償労働（ボランティア）に転嫁することで補おうという意図」（同：30）が感じられることである。そこには、「コミュニティ政策を隅々まで行き渡らせ、地域住民をコミュニティ・サービスに繋げていく上で、コミュニティ活動の核として、スポーツ組織を活性化させたいとする政府の意向」（同）があるのではないか。

石坂も同様の危機意識をもっている。すなわち「“新しい公共”概念の浮上り、行政が担うべき役割の放棄に直結する危険性をはらんでいる」（石坂 2012：21）。われわれが「総合型」を論ずる時には、「スポーツが振興される背景を、それぞれの社会が押し進める政策的コンテクストを」（同）見落としてはならないと言う。

すなわち、(9) 総合型地域スポーツクラブの理解には、「総合型」がどのような政治的コンテクストの中で推進されようとしているかを忘れてはならない。

さらに言えば、「総合型地域スポーツクラブ」でコミュニティ・スポーツを推進すると言いながら、「“コミュニティ”概念の十分な検討もなされないまま様々に語られてきた」（小林 2013：21）きらいがある。また、コミュニティ・スポーツに人々が参加するということは、そこで「親交的コミュニティ」をつくり出すことを目的としているのではない。神谷・中道によると「参加の目的は、あくまでスポーツの充足が目的であり、交流はその結果に過ぎず、それらは必ずしも、近隣社会の中で充足しなければならないという性質のものではない。」（伊藤・松村 2009：84）このようにスポーツはダイレクトにコミュニティに結びついているのではない。従って、「総合型地域スポーツクラブ」に言及する場合は、スポーツが推進すると言われる「コミュニティ」とは何か、その場合の「スポーツ」はどんなものかということをしかりと把握・規定しておく必要がある。

すなわち、(10) 総合型地域スポーツクラブは、そこで用いられている「コミュニティ」と「スポーツ」の両概念を先ず明確にした上で、議論されるべきである。

## 小活

以上から本章で言えたことを確認しておこう。

- (1) 総合型地域スポーツクラブは現在運営面で、当初に期待された役割を十分に果たしていないものも多い。
- (2) 総合型地域スポーツクラブは地域の活性化に必ずしも結びついてはならず、補助金頼りの名ばかりの組織であるものも多い。

- (3) 総合型地域スポーツクラブは当該地域の特徴をしっかりと捉えた上で構想されるべきで、その時は必ずしも「総合型」でなくてもよいのではないか。
- (4) 総合型地域スポーツクラブは地域づくりに結びつく可能性は持っている。しかしその組織原理は明確ではない。
- (5) 総合型地域スポーツクラブが担うとされてきた課題や期待を果たしていると言うには、先ず「総合型」の実証的な事例研究が不可欠である。
- (6) 総合型地域スポーツクラブは当為概念としての“地域”を想定してきていたので、スポーツによって実際に地域社会に共同性が育まれる過程に焦点を合わせた研究をせよ。
- (7) 総合型地域スポーツクラブの現実を把握するには、当該地域の歴史的・社会的連帯、特に自治会等との関係を明らかにすることが不可欠である。
- (8) 総合型地域スポーツクラブの研究は、その育成・存続を重要視する余り、クラブ育成のためのマネジメント論に限定される傾向がある。
- (9) 総合型地域スポーツクラブの理解には、「総合型」がどのような政治的コンテキストの中で推進されようとしているかを忘れてはならない。
- (10) 総合型地域スポーツクラブは、そこで用いられている「コミュニティ」と「スポーツ」の両概念を先ず明確にした上で、議論されるべきである。

以上の(1)から(10)を再整理すると次のように言える。

(1)と(2)は、「総合型」が現実に期待通りの役割と機能を果たしていないので、これからどうすればいいかを考えて行こうという問題提起である。

(5)と(6)は、「地域」を当為とするのではなく、実証的な事例研究を積み重ねよという、理論構成の基本的姿勢を述べている。また、どんな「地域」を目指すのかを帰納的に明らかにする必要があると言う。

(4)は、事例研究を重ねる中から、成功した「総合型」の組織原理を明らかにし、実際に地域づくりに結びついた例を複数示せと言う。

(3)と(7)からは、「総合型」が設置される地域の特徴、特に歴史的経緯、地域諸団体（自治会等）との関係を把握しておくことが大切だと述べている。

(6)は、研究の焦点として、「総合型」が地域社会に共同性を生み出していくプロセスを挙げている。

(8)と(10)からは、「総合型」を地域全体の中で捉えて、そこに現れている「コミュニティ」と「スポーツ」の概念を明確にすることを述べている。

(9)は、「総合型」が置かれている政治的コンテキストにも目を向けることを求めている。

次節以下では、武蔵野市に言及しながら、これらの点からスポーツによるコミュニティづくりがどのようにすれば可能になるかを検討していく。

### 3. 武蔵野市におけるコミュニティづくり

1970年代前半に、コミュニティづくりのツールとしてスポーツが登場した時に想定されていた「コミュニティ」とは、先に述べたように、1969年の国民生活審議会報告書での「コミュニティ」であった。すなわち、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」（国民生活審議会 1970：125）である。

これは、戦前に国家の支配機構の末端として機能した部落会・町内会に対して、「従来の古い地域共同体とは異なり、住民の自主性と責任にもとづいて、多様化する各種の住民要求と創意を実現する集団」（同：100）であり、「急激な都市化と生活圏の拡大、地域共同体の崩壊」を出発点として提起された「新しいコミュニティ」（同：118）である。しかしこのアイデアは、佐藤竺を中心とした国民生活審議会コミュニティ問題小委員会によって提案された当為としてのコミュニティである。「それを行政が新たに創り出そうとしているという意味で、あくまでも政治的な目標概念であり、人々が普通に生活する場所や地域に自然発生的に生まれてくる相互扶助的な概念ではない」（高田 2016：246）。

その「コミュニティ」を実現するために、自治省は全国 83 カ所に「モデル・コミュニティ」を設定した。そしてそれらを自前の「コミュニティ研究会」で検証しながら、徐々に先の『報告書』にある「コミュニティ」を実現していこうとしたのである。

「研究会」によると、「コミュニティ対策の目的は、“新しい地域的な連帯感に支えられた近隣社会をつくること”」（自治省コミュニティ研究会 1973：53）であった。しかしこの連帯感が果たして何であるかは、「必ずしも明らかにされているとは言えない」（同）。また、実際につくられた「近隣社会」では、「既成の自治会、町内会、部落会」が中心になって、“似たりよったり”の環境施設整備のモデル・コミュニティ事業が実施されていた」（高田 2016：36）。その結果、多くのモデル・コミュニティ事業には、国民生活審議会の報告書が否定したはずの「既成の自治会、町内会、部落会」が地域づくりの主体として登場することになっていった。

その後、「何となく立ち消えになったコミュニティ政策」（名和田 2010：5）は 2007 年になって、総務省の新しい「コミュニティ研究会」で「復活」し、そこでは「伝統的な地域コミュニティの担い手である自治会、町内会等をはじめとする地縁団体」（総務省 2007：4）の重要性がはっきり表明されている。

このように自治省・総務省系列のコミュニティ政策では、現状追認的に自治会・町内会等がコミュニティづくりの担い手とされることになったのであるが、国民生活審議会報告書での「コミュニティ」を目標に独自のコミュニティ政策を展開してきた自治体がある。それが武蔵野市である。

武蔵野市は、1971年の「長期構想・長期計画」の中で「コミュニティ構想」を呈示し、以後それに基づいてコミュニティ政策を遂行してきている。この「コミュニティ構想」の制作者は、国民生活審議会報告書を作成した佐藤竺を中心にした4人のメンバー（遠藤湘吉、松下圭一、田畑貞寿）である。「報告書」がコミュニティづくりの理念やコミュニティのあるべき姿を示しているとするれば、「コミュニティ構想」は自治体レベルでのコミュニティづくりの具体的な「市域全体のシステム計画」（武蔵野市編 1971:19）であった。そこには、市政への「市民参加」として、「市民の意向を反映し、市民と職員が一緒になってつくる市民のための自治体計画」があり、「その“市民参加”を具体的に訓練していく場」として「コミュニティ」が位置づけられていた（高田 2016:59）。

「コミュニティ構想」で述べられている「コミュニティ」の主な特質とは以下の通りである（同: 64, 110）。ちなみに「構想」では、コミュニティの規定はない。コミュニティは常に形成されていく動的なプロセスだから、固定した規定は出来ないのである。

- ① コミュニティとは〈市民生活の基礎単位〉である。
- ② コミュニティはつくるもの、つくる主体は市民、つくるプロセスは長い自治活動においてである。
- ③ コミュニティは誰でも入れるオープンなもので、様々な形態がある。
- ④ 行政は市民のコミュニティづくりに必要なファシリティを用意するだけで、市民から要望のある市民施設を市民と一緒に計画的につくっていく。
- ⑤ 自治体の課題達成のための市民参加の過程で、コミュニティが生み出される。
- ⑥ 形成されるコミュニティは、市民同士、市民と市長・市議会・行政機構との間の対話の場となる。
- ⑦ 主体となる市民は、「新しい近隣感覚」を身につけながら長期にわたってコミュニティづくりを押し進めていく。
- ⑧ コミュニティの地区割りは、高齢者や子ども中心の「地域生活に密着したもの」になる。
- ⑨ コミュニティは何度でもやり直しのきく緩い計画で、徐々に実現していく。

このような「市民によるコミュニティづくり」を支援するために、行政が行う主な施策は以下の通りである。

- ① 市民の自治意識の高まりをもたらす「シビル・ミニマムの実現による市民生活全体の水準の上昇」（同: 71）。
- ② コミュニティレベル、地区レベル、全市レベルでの「市民施設のネットワーク計画」（同: 73）
- ③ 市民の日常生活を保障し、コミュニティの動脈を確保する生活道路の整備（同）。

そして中でも主要な施策が、「市民施設のネットワーク計画」である。建設する施設は、「市民センター的機能を中心にした多目的に利用できる施設」にし、婦人会館や教育会館のような「単一目

的の会館は出来るだけ避ける」(同：73)。それらを11のコミュニティ地区(最初は8地区)、吉祥寺・三鷹・武蔵境のJR中央線の市内3駅に基づく3つの駅勢圏、1つの市全域のように地域生活単位を3層に分け、それぞれに市民施設を建設していった。これらは学校区や出張所管轄区によって機械的に分割されたものではない。そしてその基礎となるものは、コミュニティ地区に建設されるコミュニティセンターである。コミュニティセンターの第1館目は後述する境南コミュニティセンターで、1976年にオープンした。

コミュニティセンターは、「市政への市民参加に役立つもので、コミュニティ地区ごとに建設され、3層構造の市民施設のネットワークの一翼を構成し、それ自体は多目的施設で、建設からその後の管理運営までコミュニティ地区の市民が中心となって市民参加方式で行われる」(同：86)。そこでコミュニティづくりとは、「コミュニティ(新しい地域社会)の組織化であり、コミュニティ施設の整備と活用であり、そしてコミュニティ形成活動の推進である」(同：120)。そしてコミュニティセンターは、地域のコミュニティ形成活動の核として想定されている。このコミュニティづくりは「自主三原則」という市民の行動原則に基づいて行われる。

「自主三原則」は既にコミュニティ構想の基本原則であったが、1981年の「第二期基本構想・長期計画」で明文化された。それは、「“自主参加”のコミュニティ市民会議(コミュニティセンター建設予定地区の住民の自主的な集まり)に基づいて、コミュニティセンターの建設案を“自主計画”(センター建設後は“自主企画”と呼ばれる)し、完成したコミュニティセンターをコミュニティ協議会(あるいは管理運営委員会)が“自主管理”することである」(武蔵野市企画部企画課1981：51)と規定された。この「自主参加」「自主企画」「自主管理」が「自主三原則」である。武蔵野市のコミュニティセンターはすべてこの「自主三原則」の下に市民によって、建設・管理・運営されている。コミュニティ協議会の運営委員はすべてボランティアの市民であり、市の退職した職員などは入っていない。(注1)

しかし最近、2013年から2014年にかけて設置された「これからの地域コミュニティ検討委員会」において、「地域コミュニティ」「コミュニティセンター」ならびに「自主三原則」を根本から捉え直そうという動きが現れている(高田2016：229)。ここでは「コミュニティ」を、「ある程度の地域的な範囲」の中で、その“地域住民や地域で活動している様々な団体、地域内の施設や事業者など”から構成され、これらの構成団体等が、“ある程度の帰属意識”を持ち、“一定の連帯感ないしは相互扶助の意識”をもって、自分たちの地域に“何らかの課題”が生じた時に、相互に連絡を取り合って“その解決に当たっていく”ことのできる“社会的なまとまり”(同：231)(武蔵野市市民部市民活動推進課2014：4)と規定している。そして、「防災や福祉など地域において共に解決すべき課題」が生じた時には、「コミュニティ協議会や課題別の活動諸団体、行政」のいずれもが開催を提案・要請することのできる「地域フォーラム」を新設しようという提案がなされた(高田2016：233)。この提案は、今までの「コミュニティ構想」を逸脱(あるいは言い換えると、「コミュニティ構想」提示後40数年の現状に合わせて修正)していると言える。

先ず、コミュニティ協議会、課題別の活動諸団体、行政が地域の課題解決に取り組むという点で、これら3つの主体が同等と捉えられている。今まではコミュニティづくりに繋がる地域の課題解決の核は、コミュニティ協議会1つであったのだが、その立場が後退した。

第2に、「地域フォーラム」では、行政が「市民や団体と互いの立場を尊重し合いながら、“対等の立場”で協議」をする、すなわち行政が対等に協議のメンバーに入っている、ないしは共通のテーブルについている。これまで行政は、市民のコミュニティづくりの活動を支援はするが口を出さない「黒子」の立場であったのだが、今やコミュニティづくりの主体の1つとして登場した。

第3に、以上のことは行政がコミュニティづくりに関わることになるので、これまでの市民によるコミュニティづくりの基本である「自主三原則」が揺らいでいることになる。検討委員会は、「“自主三原則”とは、行政が一切関与しないという意味ではなく」、行政から見て解決すべき地域の課題があるのであれば、それを「市民に対して提起することは当然のこと」であると捉えている（同：234）。しかしこれは、市民が“主”で行政はその支援という“従”の立場の上に立てられた市民にとつての「自主三原則」という本来の姿からは、ズレていると言えるだろう。

このような武蔵野市にとって、スポーツはどのように位置づけられているのであろうか。だがその前に、武蔵野市の大きな特質として、市全域を覆う町内会組織がないということを挙げておかなければならない。

1947年、GHQが町内会・隣組の解散を命じた時には39の町内会があった。しかしその命令が1952年に失効した時に、町内会は復活しなかった。「多種多様な機能を有する町内会等の代わりに、地域によっては清掃問題を中心に組織された衛生協力会やその全市の連合会、あるいは地域の治安維持に自主的に取り組む防犯協会とその支部など、特定目的別の組織は存在する」（武蔵野市編1998：510）。しかし、「一部の地域を除いて、全市的には町内会・自治会が存在せず、これは恐らく全国でも唯一の例外と見てよい」（同）。そして「現在に至るまで、そのような動きは全く出ていない」（武蔵野市編1996：1056）。

従って、ほとんどのモデル・コミュニティ事業で実質的に自治会・町内会等が地域コミュニティづくりの主体として再登場した時、武蔵野市では町内会は登場のしようがなかった。だからこそ武蔵野市は、国民生活審議会が提唱した「コミュニティ」づくりの純粋な継承者とみなすことができるのである。武蔵野市の40数年に及ぶコミュニティづくりの歩みは、「コミュニティ構想」で提唱された「コミュニティ」が実際にどのように展開することができたのかという実証例である。この展開の中で、スポーツはどのように位置づけられているのかを見ることにしよう。

#### 4. 武蔵野市におけるスポーツへの取り組み

武蔵野市には「総合型地域スポーツクラブ」はまだない。スポーツの担当部署である武蔵野市教育委員会の生涯学習スポーツ課の職員によると、それに似たものとしては、「東京武蔵野シティFC」（現在JFLに所属）と市の教育委員会が2016年1月に締結した「相互協力に関する協定書」があり、そこでは市の「スポーツ振興計画」にある「生涯を通じてスポーツを楽しむ機会の創出」の項の1番目にある「観るスポーツ・アスリートに触れる機会の充実」を図っていくことを目的とするとされている。

この「武蔵野市スポーツ振興計画」は、「多様な市民がのびのびと自由に身体を動かし、様々なスポーツに取り組める場や機会を整えていくことで生涯スポーツ社会を目指すもの」で、武蔵野市における「スポーツ施策を総合的に推進する指針」として2009年4月に策定されたものである（武蔵野市教育委員会2016a：142）。この計画は、「スポーツ振興法」（1961年）及び「スポーツ振興基本計画」（2006年）を踏まえて、東京都の「東京都スポーツ振興基本計画」（2008年）を参考にしてつくられた武蔵野市のスポーツ振興の基本計画である。計画の期間は、2009年度から2018年度までの10年間であった。

しかし、国による2011年の「スポーツ基本法」の制定、2012年の「スポーツ基本計画」の策定があり、「スポーツを総合的かつ計画的に取り組む仕組み」（武蔵野市教育委員会2016b：1）が整ってきたこと、ならびに2020年のオリンピック・パラリンピック競技大会の東京での開催、2019年のラグビーワールドカップの日本開催という状況の変化に伴う「スポーツ機運の高まりを本市のスポーツ振興に生かしていくため」（同）、一部改定を行ない、また計画期間を2018年から2021年度まで延長した。

但し、「スポーツ振興計画」の基本方針である「1.きっかけづくりの充実（広げる）、2.継続するための取組（つなぐ）、3.既存資源の有効活用（活かす）、4.ライフスタイルの構築（育む）」、およびその実現化方策である「5.情報提供の充実（伝える）、6.連繫づくり（支える）」は、スポーツ環境の変化はあっても「変わらずに重要なもの」（同）として維持されている。

その中で、地域とスポーツの関わりについては、「4.ライフスタイルの構築（育む）」の中にある「②スポーツによる地域の活性化」が該当する。それは「①スポーツによる地域の魅力づくり、②地域とのつながり・一体感の形成、③安全・安心で元気な地域づくり」の3つに別れている。（同：61）

先ず「①スポーツによる地域の魅力づくり」では、2つの施策が挙げられている。先ず「1.地域スポーツイベント」。すなわち「地域主催のスポーツ関連行事などを促進」するための補助金の支出。次に「2.総合型地域スポーツクラブの調査・研究」。ここでは「総合型地域スポーツクラブについて、他の自治体の事例等を調査し、武蔵野市モデルといえるクラブ像を研究」（同）するとある。すな

わち、武蔵野市では、「総合型」にまだこれから取り組もうという姿勢なのである。

次に「②地域とのつながり・一体感の形成」では、3つの施策が提起されている。まず「1. 市民スポーツデー」の開催。これは「月1回、小学校の校庭・体育館の施設開放を行ない」、「体力の向上とスポーツ振興並びに家庭・学校・地域の一体化を図る」目的で行われる。次に「2. むさしのジャンボリー」への取り組み。これは年1回2泊3日で、青少年問題協議会の各地区委員会（市内に12ある）との共催で、「豊かな自然環境の中での共同生活を通し、子どもたちの“自立心”や“創造性”、“自然への興味と理解”を育むこと」と、「地域の中学・高校生が地域でのボランティア活動に組み、地域で青少年を育てていく」ことを目的にしている。第3は新しい試みとしての「3. 地域アスリートの応援」。これは「地域のトップレベルチーム（JFL 横河武蔵野）への地域による応援の輪を広げるためのPR」で、「子どもたちにトップチームの試合を観戦する機会を提供」するものである。（同：62）

「③安全・安心で元気な地域づくり」でも、3つの施策が示されている。まず「1. 浴場開放事業（不老体操）」。ここでは「市内8浴場及びコミュニティセンターで、60分程度の健康体操を行ない、その後無料で入浴する」ことを行なっている。次に「2. ラジオ体操等」。これは「各地域ごとに、各団体等により自主的に公園で随時実施」している。第3に新たな試みとして、「高齢者の交通事故防止対策の一環として」各老人クラブに参加を呼びかけて「3. 高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会」を開いている。

一方、武蔵野市のスポーツ施設としては、武蔵野総合体育館、武蔵野陸上競技場、武蔵野（温水）プール、武蔵野軟式野球場、武蔵野庭球場、野外活動センター、武蔵野中央公園スポーツ広場等があり、文化施設である市民会館、各コミュニティセンターにおいても各種スポーツや健康づくりの講座や教室が開かれている。これらの施設を使用する主なスポーツ団体は武蔵野市体育協会に属しており、2015年度ではスポーツの種目数37、加入団体数319、加入者数9622人である（武蔵野市教育委員会2016a：119）。

市が共催するイベントには、市民体育大会（兼都民大会予選会、37種目、参加6467人）、市民体育祭（37種目、6314人）、ファミリースポーツフェア（ニュースポーツ、リクレーシヨンスポーツ等、21種目、1278人）、武蔵野市少年野球大会（22チーム、358人）、市民スポーツフェスティバル（簡単なリクレーシヨンスポーツ、22種目+体力テスト、1189人）、武蔵野市内駅伝競走大会（5種目、484人）、武蔵野市民健康マラソン大会（7種目、484人）がある（同：105-111）。

また、健康づくり活動も行っている。武蔵野健康づくり事業団が発行している情報誌『平成29年度版 健康づくり活動情報誌』では、63団体が活動内容、活動日時、活動場所、費用、年齢層、男女比、連絡先+写真を付けて紹介されている。そこには、スポーツ団体と健康団体が混在しているが、フラダンス、ストレッチ・筋トレ、ヨーガ、剣道、空手、居合道、薙刀、ウォーキング、写真クラブ、ハイキング・登山、社交ダンス、フォークダンス、気功、呼吸法、太極拳、トリム体操、健康体操、ラジオ体操、笑う体操、脳トレ、ソフトボール、軟式野球、テニス、バレーボール、ター

ゲットバードゴルフ、エクササイズなどがある。

その他に武蔵野市が行なう市民向けサービスが、実施内容、活動日時、活動場所、費用、定員、参加方法と共に載せてある。例えば高齢者支援課が行っている高齢者食事学、不老体操。健康課で行っている健康相談、栄養改善プログラム、口腔ケアプログラム、健康やわら体操がある。

そして施設に目を転じると、高齢者総合センターでは、運動講座としてパワーアップ体操、トレーニング、全身ストレッチ、転倒予防体操、イス体操、フラダンス、ジャズダンス、社交ダンス、ラージボール卓球、太極拳、ヨーガ、ウォーキングの12講座。またコミュニティセンターで、ストレッチ・筋力トレーニング・リズム運動・ゲームを行う「地域健康クラブ」を強度軽・中・強の3段階に分けて実施している。

総合体育館では、誰でも何度でも参加できる有料「ワンデーレッスン」として、強度を分けながら、エアロビクス、ピラティス、ヨーガ、ボクシング、気功、レクリエーション、弓道、アーチェリー、ラージボール卓球、卓球、バドミントン、アクアプログラムなど14講座を開いている。また有料で会員制教室も開いている。すなわち太極拳、ソーシャルダンス、弓道、フラダンス、ピラティス、エアロシェイプ、ストレッチ、ヨーガ、テニス、合気道、ジョギング、フラダンス、卓球、水泳、水中体操など24教室を開いている。他にセンター主催の子育て支援スポーツ教室（育児に追われるお母さん向けのピラティス、ヨーガ、ウォーキングの3教室）、ユニバーサルスポーツ教室（障がいのある人もない人も楽しめるトライアスロン、ノルディックウォーキングの2教室）、親子向けプログラム（3～4歳の子どもと保護者向けの体操、水泳、ボール遊び等7教室）を有料で行っている。

その他、コミュニティセンターを会場にしたスポーツや健康づくり事業や、テンミリオンハウス<sup>(注2)</sup>での健康講座や体操やスポーツがある。コミュニティセンターには、体育館・体育室を備えたものもあり、そこでの活動は後で詳しく述べる。

以上を見ていくと、武蔵野市はスポーツや健康に関しては、相当力を入れていると言えるのではないか。そこで問題なのは、武蔵野市におけるスポーツとコミュニティの関係である。

## 5. 武蔵野市におけるスポーツとコミュニティとの関係

スポーツとコミュニティとの関係を示すものとして、前述した「武蔵野市スポーツ振興計画」の中の「スポーツによる地域の活性化」の3領域を再検討してみよう。

「①スポーツによる地域の魅力づくり」では、「地域主催のスポーツ関連行事などを促進」するために補助金を支出している。具体的には、地域運動会、ナイトハイク、ウォーキング、スポーツ教室等への支援である。しかしこれで地域が活性化すると言えるのだろうか。これらの行事には主催者がいる。従って主催者が何のためにその行事を開催しているのかが、その行事が地域の活性化あ

るいは地域づくりの一環として位置づけられているのかどうかの鍵となる。主催者には「総合型」が設定されるかも知れないが、「2. 総合型地域スポーツクラブの調査・研究」では、まだこれから取り組もうという段階であるので、「総合型」による地域づくりに行き着くかどうかは何も言えない。

次に「②地域とのつながり・一体感の形成」では、「1. 市民スポーツデー」の目的が、学校開放により「体力の向上とスポーツ振興並びに家庭・学校・地域の一体化を図る」のであるが、年5回程度であり、そこから継続的な何らかの地域づくりがスタートするとは考えられない。「2. むさしのジャンボリー」は、年1回であるが、そのための準備会が何回か開かれ、PTA や地域の有志が集まる。また2泊3日であるが共同生活なので、そこでお互い親密さを深め地域に戻って一緒に別の地域活動を始める可能性はある。しかし、ジャンボリーが発展して何か地域づくりの組織が出来たという話は聞かない。「3. 地域アスリートの応援」では、子どもたちがトップチームの試合を観戦するだけでは、地域への意識はそれなりに高まるが地域づくりの行動へは結びつかないだろう。

最後に「③安全・安心で元気な地域づくり」では、地域の風呂屋で体操したり、公園でラジオ体操したり、老人クラブ向けの交通安全講習をしたりするのであるが、これだけでは確かにいつも顔を合わせる仲間はできるだろうが、それが地域の諸問題に取り組む地域づくりの組織形成に繋がるとは言い難い。

また、武蔵野市のスポーツ施設等におけるスポーツならびに健康づくり活動の実践も、スポーツをすることと各自の健康維持が主目的であり、その実践を通じて生まれてくる仲間や人的ネットワークはあくまで派生的なものである。武蔵野市では豊富なスポーツ活動や健康づくり活動を提供しているが、それによって目指しているのは身体を動かす喜びであり健康であって、直接的に地域づくりを目指しているのではない。

以上に見られる武蔵野市の施策だけでは、「スポーツによる地域の活性化」が生み出されているとは言えない。だが、そもそもスポーツによって地域づくり（コミュニティづくり）が出来るのだろうか？「総合型地域スポーツクラブ」が生み出すと捉えられている「地域（コミュニティ）」とはどういうものが想定されているのだろうか？

ここで「地域スポーツを支えるコミュニティの形成」という松橋論文を参照することにしよう（松橋2014）。

松橋は、まず「地域スポーツ」を「地域で生じるスポーツに関連する幅広い活動を指す。競技スポーツだけではなく、競技志向をもたない市民スポーツやスポーツの観戦、応援なども含む」（同105）と規定している。「コミュニティ」は、「地域スポーツを主導する組織（行政やプログラム、NPO など）が地域の多様なアクターに働きかけることによって形成されるもの」（同）と捉えている。ここでは彼の論文の第5節「公共スポーツ施設を拠点とした地域スポーツを支えるコミュニティの形成」と「結び」に着目しよう。

第5節では、富山県南砺市で、総合型クラブを運営するNPO法人を取り上げて、「約3000名の

会員数を維持することと経営努力によって、総合型クラブを支援する商店や地域企業、住民を惹きつけている。こうしたコミュニティの形成が……」（同：117）とある。また新潟県三条市で、野球スタジアムを含む総合運動公園の指定管理者を務めている地元の農機具販売の老舗企業について、「継続的に実施しているプロ野球2軍戦では、多くの企業協賛を募り、野球連盟など種目関係者の支援を受け、指定管理者企業のスタッフ総出で対応して継続開催を実現している。コミュニティの形成を伴った様々の事業展開が評価され……」（同）とある。

また「結び」では、「これまでを振り返ると、力のある組織の参入・育成が実現できた領域において、地域スポーツを支えるコミュニティの形成が進み、」（同：118）とある。

ここではどのような「コミュニティ」が想定されているのだろうか。南砺市では「総合型クラブを支援する商店や地域企業、住民」、三条市ではプロ野球2軍戦を継続開催するにあたっての多くの協賛企業および野球関係者である。しかしこれらは、ある目的（総合型クラブの支援、プロ野球2軍戦を継続開催）達成のために集まった商店、企業、住民、関係者たちであるから、「コミュニティ」と言うよりも、ある目的達成にあたっての「サポートグループ」と言える。

また「結び」では、「コミュニティ」は、地域スポーツを支えるために「力のある組織が参入・育成できた領域」である。この「力のある組織」は、言い換えると「地域スポーツの強力なサポーターたち」でよいのではないか。

これらのサポート組織を、社会学では「コミュニティ」ではなく、「アソシエーション」と呼ぶ。

## 6. 「コミュニティ」と「アソシエーション」

では社会学で言う「コミュニティ」とは何か。マッキーバーによると「コミュニティ」は、「村とか町、あるいは地方とか国とかもっと広い範囲の共同生活のいずれかの領域を指す」（マッキーバー 1917=1975：46）。また「共同生活の相互行為を十分に保証するような共同関心が、その成員によって認められているところの社会的統一性」（同：135）である。そして「その特色は、人間の生活の一切を包括するところにある」（マッキーバー 1949=1973：22）。そして、「コミュニティの基礎は、地域性とコミュニティ感情である」（マッキーバー 1917=1975：23）と言う。

古屋野はこれを分かり易く言い換えて、コミュニティは「一定の地域で営まれる（自然発生的な）共同生活を意味し、人間の基本的な生活上の要求がすべて抱括的に認められる場所」（古屋野 1975：3）と言う。さらに言い換えると、「コミュニティとは、一定の地理的範囲の中で、共同の関心をもった人々が共同して生活し、自分たちの生活全体を充足させている一つのまとまり」（高田 2016：9）と言える。そこでのキーワードは、「地域性」、「共同性」、「包括性」、「統一性」と「コミュニティ感情」である。

それに対して、コミュニティの中で必要な様々な社会的機能をそれぞれ充足させているのが「ア

ソシエーション」である。マッキーバーによると、「共同の関心または諸関心を追求するための組織体」あるいは「共同目的に基づいてつくられる確定した社会的統一体」（マッキーバー 1917=1975：47）と説明されている。つまり「アソシエーション」は、「共同の関心や目的をもって集まり、自分たちの欲求を充足しようとする一つの組織体」（高田 2016：9）である。

では「コミュニティ」と「アソシエーション」の関係はどうなっているのか。「コミュニティ」の中には複数の「アソシエーション」が出現し、そこでの様々な生活上の問題解決に取り組むことになるが、「コミュニティ」自体は、そのような「アソシエーションでは完全には充足されないもっと重大な共同生活」（マッキーバー 1917=1975：47）であり、そのことをマッキーバーは、「コミュニティは、永続的なり一時的なりのアソシエーションの中に泡立っている」（同）と表現している。つまり、われわれの生活の維持や発展に必要な個々の社会的機能は「アソシエーション」が充足し、「コミュニティ」はそれらのアソシエーションに統一性と根底での共通の感情を保証する地域的にまとまりのある共同生活の全体である。そして現実には、「コミュニティ」は数多くの「アソシエーション」を通してその奥に現れてくる。つまり、確固とした実体としては捉えられないものなのである。

これらを踏まえて、「総合型」が地域のコミュニティづくりを行うものかどうかをもう一度考えてみよう。

「総合型」は、文部科学省によれば「地域コミュニティの活性化」、すなわち「コミュニティづくり」を行う拠点と捉えられている。そして「地域コミュニティの活性化」を行うのは「地域スポーツ」である。それはスポーツ活動を通じて生み出される「人や情報の交流」の結果として実現されるとされている。だがこれは、スポーツ活動という特定の領域での「人や情報の交流」であり、これが直ちに地域全体を覆う「地域コミュニティ」の形成にまで広がるものと捉えるのは困難であろう。ここで生じているのは、スポーツ活動への共同の関心、あるいはスポーツ活動をやりたいという共同目的に基づいてつくられた組織であり、これはまさに「アソシエーション」と言える。つまり「総合型」がつくり出すのは「地域スポーツ」を担う「アソシエーション」なのである。

また、経済企画庁によると、コミュニティ・スポーツの振興は、地方公共団体によるコミュニティ・スポーツ施設の整備によって、加えてスポーツ面と健康面の2つの分野の指導者を養成することによって、「新しい時代に合致したコミュニティ活動の場の形成に貢献する」（経済審議会 1973:50）、すなわちコミュニティづくりに結びつくとされている。しかしこの場合も、コミュニティ・スポーツという特定領域の活動が総体的・包括的なコミュニティづくりを生み出すと主張するのは無理があり、文科省の場合と同様に、コミュニティ・スポーツの振興はコミュニティではなく、スポーツ活動の振興を目的とした「アソシエーション」を生み出すと考えるのが妥当であろう。

一方、松橋論文によれば、「コミュニティ」とは、「地域スポーツを主導する組織（行政やプログラム、NPO など）が地域の多様なアクターに働きかけることによって形成されるもの」と規定さ

れている。その「地域の多様なアクター」として想定されているのは、先に示した総合型クラブを支援する「商店や地域企業、住民」、プロ野球2軍戦を継続開催するにあたっての多くの「協賛企業および野球関係者」のような特定の地域スポーツを支えるための「力のある組織」である。しかし、このような限定された特定の組織への働きかけが、コミュニティのような包括的なものをもたらすと考えることはやはり困難である。従って、「地域スポーツを主導する組織」が作り出すのは、特定の地域スポーツを支えるという目的達成のために形成された組織であり、これは同じく「アソシエーション」と言える。

なおスポーツ活動は、その実践によって楽しさ・喜び・充実感・健康をもたらすものであり、それ自体が目的となり得る。そして、そのような目的をもつスポーツ活動を推進しようと特化した組織も、「アソシエーション」である。

従って、「総合型」が活性化されると言われる「地域コミュニティ」は、「人間の生活一切を包括する」「コミュニティ」ではなく、スポーツを振興するという「共同の関心や目的を追求するための組織体」、すなわち「アソシエーション」なのである。

## 7. 再び武蔵野市にもどって

第3章で、武蔵野市の「コミュニティ構想」を語る時、「主な特質」を9つ挙げた。そこには国民生活審議会報告書のような「コミュニティの規定」はない。これは「コミュニティ」は生活する上で必要な様々なアソシエーションの向こうに現れてくるもので、固定的な定義づけの出来ないダイナミックな存在だということを表わしている。従って、コミュニティづくりは永遠のプロセスになる。完成態は存在しない。武蔵野市では、このプロセスを40数年間追い続けてきている。この武蔵野市の例から、「総合型地域スポーツクラブ」によるコミュニティづくりをどのように捉えることができるかを考えてみよう。

武蔵野市では、「コミュニティ構想」の中で、「コミュニティはつくるもの、つくる主体は市民、つくるプロセスは長い自治活動においてである。」と規定されており、行政はその「市民によるコミュニティづくり」を支援する。そのためには、「シビル・ミニマムの実現による市民生活全体の上昇」、「市民施設のネットワーク計画」によるコミュニティづくりの核としてのコミュニティセンターの建設、「コミュニティ相互の動脈としての生活道路の整備」等の施策を行うとされている。実際には、「コミュニティ構想」で設定された「コミュニティ」を市民主導でどのように実現すればよいかを考え、コミュニティづくりの核となるコミュニティセンターを建設するための準備委員会等の「アソシエーション」を積み重ねて、その先に到達目標としての「コミュニティ」を見ていた。

この武蔵野市の経験と、第2節の末でスポーツ社会学から捉えられた現在の「総合型」研究の特

質を再整理したものとを比較することから、コミュニティづくりに結びつく「総合型」を導き出すにあたっては次の4つのことを考えておく必要がある。

まず、「総合型」がもっているコミュニティの政治的コンテキストについて。

「総合型」が地域づくりに結びつくという時の「コミュニティ」は、国民生活審議会報告書の「コミュニティ」であり、武蔵野市が「コミュニティ構想」で踏まえたコミュニティと同じものである。すなわち「総合型」には、戦争推進の道具となった自治会・町内会系の地域組織ではなく、自立した個人による開放的で民主的な新しい組織から出発したという政治的コンテキストがある。これを、住民運動等によって生じた「草の根保守主義の解体」を何とか「再編強化」しようという政府による「コミュニティの再編成」と捉える向き（関 1997：211）もあるが、提起された「新しい組織」は十分にこれからの地域社会形成の目標となるものであった。

武蔵野市はこの「新しい組織」を「コミュニティ」づくりの主体として、それが活動を伸ばしていくことのできる施策を積み重ねていったが、「総合型」ではスポーツの振興に特化させて「アソシエーション」としての地域づくりを考えることになっているのである。

次に、「総合型」が設置される地域の特徴、特に歴史的経緯、地域諸団体（自治会等）との関係について。

これは、事例研究を通じて丹念にデータを収集していき、その中で「総合型」の地域づくりに注目するのであれば、「“総合型”が、現在もなお重要な原則として通用している自治会の伝統との関係の中で展開されている」（伊藤・松村 2009：83）ということを押さえておくことは不可欠である。

だが、武蔵野市が自治会・町内会に頼ることなく独自に「コミュニティ」づくりを進めており、「総合型」も同じ「コミュニティ」から発しているとすれば、武蔵野市のコミュニティ政策は、「総合型」の地域づくりにとって参照できるのではないか。すなわち、自治会・町内会系ではない地域諸団体との連繋、あるいは自主的・民主的な「新しい組織」を取り入れて変化した自治会・町内会系の組織との連繋を図るのである。「総合型」の地域づくりは、ここが出发点となる。

第3に、「総合型」の事例研究を進めていくことについて。

事例研究により「総合型」による地域づくりのデータを集積し、その中から成功した「総合型」の組織原理を帰納的に明らかにし、またその時に「総合型」が活動の前提としてどんな「地域」や「スポーツ」を想定しているのかも捉えておく必要がある。例えば「総合型」が対象とする「スポーツ」の中に、「健康づくり」の諸活動は入るのかどうか等がある。

この時、ただ事例に依拠してしまうのではなく、その事例を批判的な目で見ることが必要である。コミュニティづくりを「アソシエーション」としてではなく、純粹に総体的な「コミュニティ」づくりとして追求してきた武蔵野市の目から、「総合型」による地域づくりのやり方を考慮し直すの

である。

第4に、「総合型」が依って立っている「コミュニティ」の概念を明確化しておくことについて。

「総合型」の地域コミュニティづくりは、実は当該地域でスポーツを振興に特化した「アソシエーション」づくりであった。それはどんな「アソシエーション」であったかを明確に把握しておく必要がある。

さらに本当の「地域コミュニティづくり」になるには、どんな条件とプロセスがあれば可能性として開けてくるかも掴んでおく必要がある。この時、武蔵野市のコミュニティづくりの諸政策、特に市民によるコミュニティづくりの行動基準である「自主三原則」、ならびに行政のコミュニティ施策実施上の行動基準である「行政の三原則」は参考になるであろう。<sup>(注3)</sup>

## 8. 武蔵野市からのアドバイス

「総合型」による地域づくりが、本当のコミュニティづくりにつながるための具体的な方策を考えてみよう。現実の地域には、様々なアソシエーションが存在する。その中に「地域づくりを目的としているアソシエーション」もある。武蔵野市では、それが地域づくりの核としてのコミュニティセンターを運営しているコミュニティ協議会（市内に16ある）である。もちろん「地域づくりを目的としているアソシエーション」には、自治会・町内会等も含まれる。しかし「総合型」と関連づけるのであれば、同じ「コミュニティ」概念から出発した武蔵野市のコミュニティづくりを参照にした方がよい。その中核はコミュニティセンターの建設であった。

各コミュニティセンターでは、卓球やダンス、健康づくりの活動が日常的に行われているが、ここでは「総合型」とスポーツと比較できるように、体育館・体育室を備えたコミュニティセンター（市内に3館ある）に着目し、その中でも「境南コミュニティセンター」（JR中央線武蔵境駅から南へ徒歩15分）を取り上げる。

境南コミュニティセンター（以下「境南」と呼ぶ）は、1976年7月にオープンした武蔵野市で最初のコミュニティセンターである。他の15のコミュニティセンターでは、自発的に参加する個人のみによってコミュニティ協議会の運営委員が構成されているが、「境南」では地域で様々な活動している団体からの代表と各丁目から推薦された者、プラス若干名の自発的参加者によって構成されている。地域の団体とは、2017年においては、地域社会福祉協議会、消防団、民生児童委員、老人会、青年会、商店会、農業生産組合、交通安全協会、PTA、保育園父母会など25団体である。各丁目から推薦された者とは、境南地域にある1丁目～5丁目から各5人ずつ選出される。選出は各丁目がそれぞれのやり方で責任を持って行うことで、この推薦の制度は持続的に保たれてきている。但し各丁目に町内会はない。これらの代表と推薦された者は、年1回の住民総会で承認され

ることによって、コミュニティセンターの運営委員となる。その他に特別委員会として、IT委員会、スポーツ委員会、自主防災委員会があって、それぞれの代表が運営委員となっている。

運営委員やその他の「境南」の役員の任期は5年である。任期があるので、各丁目からの推薦者も各地域団体からの代表者も交代していくことができる。各選出母体からは新しい委員が選ばれる。従って特定の人物がボス化することはない。選出は各母体で順調に行われている。その結果境南地域では、可能な限り全丁目と全地域団体を視野に入れた活動が持続している。これは「境南コミュニティセンター」が実質的に境南地域を代表する役割を担っていることを示している。

特別委員会の一つとしてのスポーツ委員会は、体育室を利用しているスポーツ11団体の代表者が集まっており、委員会の代表は「境南」の副委員長が務めている。スポーツ委員会の代表は、運営委員会に出席し、境南地域の様々な問題解決に関わると同時に、体育室の管理・運営に関する諸問題を運営委員会に提起し、そこで検討されることになる。スポーツ11団体は、「境南」の行事（防災訓練、スポーツデイ、モーニングハイク、盆踊り、大掃除、クリスマス会等）に積極的に参加している。その他にも、武蔵野市健康づくり事業団と共催で、健康クラブ、健康体操、親子骨盤体操等も行っている。このようにスポーツ委員会は、境南地域の諸問題への対応、境南コミュニティセンターの管理・運営への参加、行事への参加による他団体との交流を行っており、境南地域全体の地域づくりに積極的に関与していると言える。

スポーツ委員会は、「境南」の体育室の管理・運営を担当しているので、アソシエーションである。アソシエーションでありながら、上記のように境南地域の他のアソシエーションと協力しながら境南地域全体の地域づくりに関係している。それは、武蔵野市で境南地区のコミュニティづくりの核として設定された「境南コミュニティセンター」の運営委員会に参加しているからできることである。

「総合型」が地域づくり・コミュニティづくりを行うという方策を考える場合、このシステムを取り入れてはどうだろうか。「地域づくりを目的としているアソシエーション」と協働で、他のアソシエーションと協力して、境南コミセンスポーツ委員会のように、スポーツに限定しないで地域の諸問題に取り組むのである。

その場合、「総合型」はアソシエーションでありながら、コミュニティづくりもしていると言えるようになるのではないかと。要は、地域でコミュニティづくりをしている団体を見極め、それと協働しながら行動するのである。それは「総合型」の活動基盤を確保するという意味でも有意義である。但し、その時の団体は、「総合型」が国民生活審議会報告書の「コミュニティ」を原点にしている以上、自治会や町内会をモデルにするのではなく、武蔵野市のコミュニティセンター的な団体（国民生活審議会が提起した「新しい組織」によるコミュニティづくりを行っている団体）を取り上げるのがよいのではないかと。その際には、スポーツとコミュニティの関連づけでは、「総合型」という形にこだわらないスポーツ団体が、地域でのコミュニティづくりに関わることになってもよいかも知れない。

## 注

注<sup>1)</sup> ここで、コミュニティセンターの実際の活動を示すために、「けやきコミュニティセンター」（以下「けやき」と言う）を取り上げて見てみよう。「けやき」では、50～60人の運営委員から成る運営委員会（自主参加の個人が総会で承認されて運営委員になる）から選挙で選ばれた5人の代表委員の中から、代表と事務局長が選出され、館と地域の諸問題に対応している。「けやき」としての様々な決定は月1回の運営委員会で行われる。組織としては、コミュニティセンターという館を日常的に管理・運営する部門とコミュニティづくりに関わるアソシエーションを束ねる「まちづくり局」という2つの部門がある。

管理・運営部門では、館の仕事を細かく分け（窓口担当、ニュース配布係、布巾係、花係、お茶・コーヒー係、倉庫係、季節の飾り付け係など）、運営委員は必ずどれかの仕事を担当する。これによって全員が「けやき」に関わっている、ないしは「けやき」に自分の居場所があるという意識が醸成される。「まちづくり局」は自主活動のアソシエーション（子どもへの読み聞かせと紙芝居、夜間の地域パトロール、地域の小公園の花づくり、小学生以下の子どもと遊ぶ企画、アートくらぶ、卓球、ポッチャ、健康体操と食事、囲碁、ゲーム、パソコン学習、コミュニティ・カフェ、講座開催など）を束ねて、通常は各アソシエーションと「けやき」との間を調整し、年1回地域内交流のための活動報告会を開いている。

「けやき」が行う地域の祭りには、5月の「けやきまつり」、8月の「夏まつり」、1月の「どんど焼き」がある。館内の部屋としては、ホール、工作室、茶の間、キッチン、和室、子どもルーム、ギャラリー、コミュニティールームがあり、市民は無料で自由に使ってよい。朝9時から夜9時までの時間帯を3つに区切って市民に提供し、その間個人や様々なグループが絶え間なく出入りし、「けやき」は「地域の茶の間」の役割を果たしていると言える。体育館・体育室を持つコミュニティセンター（3館ある）は、この上に各種のスポーツ団体の活動が加わる。なお「けやき」の2017年度予算は865万円である。

注<sup>2)</sup> テンミリオンハウスとは、介護保険制度の導入によって、それまでの武蔵野市での福祉水準が下がることになる元気な高齢者への対応策として、また新しい地域における「共助」の仕組みとして導入された。第1号館は1999年11月にオープンした。地域の住民から提供を受けた家を市が改築し、公募により選ばれた市民団体が指定管理者となり、年間予算1000万円（テンミリオン）以内で運営する。身近にあって気軽に利用できる小さな施設という意味で、「近・小・軽」をモットーとする。高齢者向けの様々な活動や体操と昼食を提供することにより、「地域の居場所」として好評である。2017年現在市内に8軒ある。

注<sup>3)</sup> 行政の三原則（市民によるコミュニティづくり支援のための行政の行動原則）（第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会2010：22）

- 1 「側面支援の原則」＝ “金は出すが、口は出さない” という見守りに徹する。
- 2 「市民要請の原則」＝ 支援の実施は、コミュニティ協議会からの要請を原則とする。
- 3 「支援協働の原則」＝ 支援はコミュニティ協議会と協働で行う。

## 引用文献

- 石坂友司, 2012, 「特集のねらい～スポーツをめぐるポリティクスを再考する」『スポーツ社会学研究』（特集：政治とスポーツ）Vol.20, No.2.
- 伊藤恵造・松村和則, 2009, 「コミュニティ・スポーツの再構成」『体育学研究』54号。
- 尾崎正峰, 2015, 「スポーツの基盤を地域で創る」『住民と自治』2015年10月号。
- 経済企画庁, 1973, 『経済社会基本計画——活力ある福祉社会のために』
- 経済企画庁, 1974, 『コミュニティ・スポーツ施設整備計画調査報告書』
- 国民生活審議会コミュニティ問題小委員会, 1969, 『コミュニティ——生活の場における人間性の回復』（『地方

自治』第267号、1970)

- 小林 勉, 2013, 『地域活性化のポリティクス～スポーツによる地域構想の現実』中央大学出版部。
- 古谷野正吾, 1975, 「現代日本のコミュニティ——その実体と問題点」国民生活センター編『現代日本のコミュニティ』川島書店。
- 今後の地域スポーツ推進体制の在り方に関する有識者会議, 2015, 『今後の地域スポーツ推進方策に関する提言』(「スポーツ基本計画」(第2期)の答申) 2015年6月13日。
- 自治省, 1970, 『コミュニティ(近隣社会)に関する対策要綱(案)』
- 自治省コミュニティ研究会, 1973, 「コミュニティ研究会中間報告——昭和46年度モデル・コミュニティ地区を中心として」『地方自治』1973年8月
- 関 春南, 1974, 「“コミュニティスポーツ構想”の出現とその理念」(第6章第3節)、「地域・自治体におけるスポーツ行政の展開」(第9章)『戦後日本のスポーツ政策～その構造と展開』大修館書店。
- 総務省, 2007, 『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』
- 玉野和志, 2005, 『東京のローカル・コミュニティ——ある町の物語1900-80』東京大学出版会。
- 中島信博, 2003, 「地域スポーツ政策のこれから——“総合型地域スポーツクラブ”を現場から問う」『現代スポーツ評論』9号、2003年11月。
- 名和田是彦, 2010, 「広がるコミュニティへの政策的関心——近年の地域社会、自治体、国の動向から」『コミュニティ政策』2010年。
- 日本体育協会, 2013, 『総合型地域スポーツクラブ育成プラン2013——地域住民が主体的に参画するスポーツ環境の構築を目指して』
- Maclver, R. M., 1917, *Community: A Sociological Study; Being an Attempt to Set Out the Nature and Fundamental Laws of Social Life.*, Macmillan and Co., Limited, (= 1975, 中久郎・松本通晴監訳『コミュニティ——社会学的研究: 社会生活の性質と基本法則に関する一試論』ミネルヴァ書房。)
- Maclver, R. M. & C. H. Page, 1949, *Society, An Introductory Analysis.*, pp.8-11, pp.291-296 (= 1973, 若林敬子・武内清訳「コミュニティと地域社会感情」『現代のエスプリ——コミュニティ』No.68, 1973年2月所収)
- 松橋崇史, 2014, 「地域スポーツを支えるコミュニティの形成」KEIO SFC JOURNAL Vol.14 No.2
- 武蔵野市企画部企画課, 1981 『武蔵野市第二期基本構想・長期計画(昭和56～67年度)』武蔵野市。
- 武蔵野市教育委員会, 2016a, 『生涯スポーツ課の事業概要(平成27年度版)』
- 武蔵野市教育委員会, 2016b 『武蔵野市スポーツ振興計画一部改正』
- 武蔵野市市民部市民活動推進課, 2014, 『武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 提言』武蔵野市。
- 武蔵野市編, 1971, 『武蔵野市のコミュニティ構想』武蔵野市。
- 武蔵野市編, 1996, 『武蔵野市百年史』記述編Ⅰ、武蔵野市。
- 武蔵野市編, 1998 『武蔵野市百年史』記述編Ⅲ、武蔵野市。
- 文部科学省, 2002, 『クラブづくりの4つのドア——総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル』[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/club/main3\\_a7.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/club/main3_a7.htm)
- 第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会, 2010, 『第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会 最終報告』
- 高田昭彦, 2016, 『政策としてのコミュニティ——武蔵野市にみる市民と行政のパートナーシップ』風間書房。
- 渡邊 剛, 2012, 「スポーツで深まる地域の絆」共立総合研究所 調査部。